

第 69 回国連女性の地位委員会

2025 年 3 月 10 日～21 日

第 4 回世界女性会議 30 周年における政治宣言（仮訳）

*本翻訳は、内閣府男女共同参画局による仮訳であり、正確には原文を御確認ください。
また、当仮訳は、今後修正される可能性があることに御留意ください。

我々、各国の大臣及び代表は、

北京宣言及び行動綱領¹並びに第 23 回特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」成果文書²の実施について、北京宣言及び行動綱領の実施とジェンダー平等並びに全ての女性及び女兒のエンパワーメントの達成、そして全ての女性及び女兒による生涯を通じた全ての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受並びにそれによる持続可能な開発のための 2030 アジェンダ³のジェンダーに配慮した実施への寄与に影響を与える、目下の課題及び格差の評価を含む、レビュー及び評価を行うため、また、行動綱領の実施を加速させることを確保するため、また、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女兒のエンパワーメントの実現に効果的に寄与できるよう、開発、経済、社会、環境、人道及びそれらに関連する分野における、全ての主要な国連の会議及びサミットの準備、一体的かつ協調的な実施及びフォローアップにおいて、ジェンダーの視点の主流化を確保するという約束（コミットメント）をもって、1995 年に北京で開催された歴史的な第 4 回世界女性会議から 30 周年を迎えるに当たって、第 69 回国連女性の地位委員会のためニューヨークに集まり、

1. 北京宣言及び行動綱領、第 23 回特別総会成果文書、並びに第 4 回世界女性会議 10 周年、15 周年、20 周年及び 25 周年に当たっての国連女性の地位委員会による宣言⁴を再確認し、

¹ 第 4 回世界女性会議報告書（1995 年 9 月 4 日—15 日）（United Nations publication, Sales No. E.96.IV.13）、第 1 章決議 1、annex I 及び II

² 国連総会決議 S-23/2 annex 及び国連総会決議 S-23/3 annex

³ 国連総会決議 70/1

⁴ 以下参照

- ・ 2005 年経済社会理事会公式記録 補足 No.7 及び正誤表（E/2005/27、E/2005/27/Corr.1）第 1 章セクション A
- ・ 経済社会理事会決議 2005/232

それらの実施を約束する；

2. 北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施、並びに女子差別撤廃条約⁵に基づく義務の履行は、ジェンダー平等並びに全ての女性及び女児のエンパワーメントの達成、並びに全ての女性及び女児の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受において相互に補強しあっていることを強調し、同条約及びその選択議定書⁶の未批准または未加盟国に対しては、検討を求める；

3. 2025 年は、第 4 回世界女性会議 30 周年及びその他の主要なプラットフォームやプロセスが集中し、北京宣言及び行動綱領の実施を達成し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための行動を強化するために、加盟国が集まる重要な機会であることを認識する；

4. 世界人権宣言⁷、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約⁸及びそれらの選択議定書、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁹、市民的及び政治的権利に関する国際規約¹⁰、障害者の権利に関する条約¹¹、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約¹²、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約¹³といったその他の関連条約及び条約が、ジェンダー平等及びすべての女性と女児のエンパワーメントを実現し、彼女たちが生涯を通じてすべての人権と基本的自由を完全かつ平等に享受するための国際的な法的枠組みを提供するものであることを改

-
- ・ 2010 年経済社会理事会公式記録 補足 No.7 及び正誤表 (E/2010/27、E/2010/27/Corr.1) 第 1 章セクション A
 - ・ 経済社会理事会決議 2010/232
 - ・ 2015 年経済社会理事会公式記録 補足 No.7 及び正誤表 (E/2015/27) 第 1 章セクション C 決議 59/1 annex
 - ・ 2020 年経済社会理事会公式記録 補足 No.7 (E/2020/27) 第 1 章セクション A
- ⁵ 国連条約集 vol. 1249、No. 20378
- ⁶ 同上 vol. 2131、No. 20378
- ⁷ 国連総会決議 217 A (III)
- ⁸ 国連条約集 vol. 1577、2171、2173、2983、No. 27531
- ⁹ 国連総会決議 2200 A (XXI)annex を参照
- ¹⁰ 同上
- ¹¹ 国連条約集 vol. 2515、No. 44910
- ¹² 同上 vol. 660、No. 9464
- ¹³ 同上 vol. 2220、No. 39481

めて表明する；

5. 法の支配、平等、非差別の原則を堅持し、女性及び女児の多様な状況、文脈及び状態を考慮しつつ、司法への平等なアクセス、暴力からの自由及びすべての女性及び女児のエンパワメントに対するすべての構造的障壁の除去を確保しつつ、いかなる事由による差別を受けることなく、すべての女性及び女児の生涯を通じて、すべての人権と基本的自由、発展の権利を含む市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利を尊重し、保護し、促進する必要性を再確認する；

6. また、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントが、持続可能な開発と誰一人取り残さないという誓約を果たすために不可欠であることを再確認し、ジェンダー平等の達成と北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速された実施、2030 アジェンダのジェンダーに対応した実施、主要な国連会議及びサミットの成果との相互強化の関係を強調する；

7. 国、地域及び世界レベルでの協調的な政策行動を通じた、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施に向けた進展と、この文脈で各国政府が実施したレビュー活動を歓迎する。さらに、存在する場合には国内人権機関など、市民社会及びその他すべての関係者による重要な貢献を認めつつ、第4回世界女性会議30周年という文脈で、国連地域委員会が実施した地域レビューの招集を歓迎する。ジェンダー平等及びすべての女性と女児のエンパワメントの達成をさらに加速するための具体的な行動を特定する機会として、第80会期総会のハイレベル会合に期待する；

8. 第4回世界女性会議から30年が経過したが、どの国もジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントを完全に達成していないことを認識し、全体として、北京行動綱領の12の重大問題領域の下でのコミットメントの実施の進展が遅く、不均衡であること、構造的な障壁、差別的な法律と慣行、ジェンダーの固定観念と否定的な社会規範、家庭内暴力、武力紛争、貧困の女性化を含む女性と女児に対するあらゆる形態の暴力と差別といった大きなギャップと障害が残っていること、あらゆるレベルでの意思決定における過少代表を含む著しいレベルの不平等が世界的に続いていること、多くの女性と女児が、その生涯を通じて、複数の、交差する形態の差別、脆弱性、疎外を経験しており、そのことがアフリカに住む女性と女児及びアフリカ系の女性と女児、HIVとAIDSとともに生きる女性と女児、希少疾病とともに生きる女性と女児、農村地域、遠隔地及び沿岸地域に住む女性及び女児、先住民族の女性及び女児、少数民族または民族的少数民、宗教的少数派、言語的少数派に属する女性及び女児、武力紛争の状況に生きる女性及び女児、妊娠中の女性、障害のある女性及び女児、移民、国内避難民の女性及び女児、難民の女性及び女児、高齢の女性に影響を与えるこ

とを懸念する；

9. また、貧困、世界的な経済的不平等、開発の成果の国内及び国家間での公正な配分の欠如を、北京宣言及び行動綱領の実施に対する根本的な難題として認識する；

10. さらに、女性と女兒が変革の担い手として重要な役割を果たしていること、及び、人類の半数がその完全な人権と機会を否定され続けるならば、人間が最大限の能力を発揮し持続可能な開発を実現することはできないことを認識する；

11. 思春期の女兒を含むすべての女性と女兒の社会への貢献と、意思決定プロセスや変革の担い手としての貢献を強化する機会を認識するとともに、安全で利用しやすく安価なデジタル技術、及び、体育やスポーツを含む包摂的かつ公正な公質の高い教育への平等なアクセスを確保し、生涯学習及び保健医療サービスへのアクセスを促進し、彼女たちのエンパワーメント及びあらゆる人権と基本的自由を実現し、彼女たちに対するあらゆる形態の暴力と差別を終わらせる；

12. また、すべての女性と女兒が差別、ハラスメント、暴力、そして女性性器切除や児童婚、早期婚、強制婚を含む有害な慣行から解放され、その可能性を十分に発揮できる自由で公正な社会において、リーダー、相互に影響を与え合う仲間、メンター、革新者としての若い女性の積極的な役割と、政策と意思決定プロセスへの完全かつ平等で有意義な参加と関与、そして現在と将来の世代のニーズと利益を守るための世代間対話の必要性を認識する；

13. 男性と男児がジェンダー平等の達成と、すべての女性と女兒の経済的エンパワーメントを含むエンパワーメント、すべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受に向けた変化のための戦略的なパートナー、協力者、担い手及び受益者として、全面的に関与することの重要性を強調し、否定的な社会規範やジェンダー・ステレオタイプといったジェンダー不平等の根本原因に取り組み、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃することなどによって、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施を達成するための取組に男性と男児を十分に関与させるための国家政策とプログラムを設計し、実施する必要がある；

14. すべての女性と女兒に有意義な機会を創出し提供すること、女性のためのディーセント・ワーク、普遍的で利用しやすく持続可能な社会保護制度と公共サービスへの投資、持続可能な開発の促進など、北京宣言及び行動綱領の実施に対する根本的な難題である構造的な不平等を撤廃する手段として、透明で影響力のある資源配分を含め、見通しが立つ、持続可能かつ長期的な十分な金額の資金を確保する必要性を再確認し、税制の改善、公共投資の

増加、南北・南南・三角協力の強化、官民パートナーシップ、政府開発援助に関するコミットメントの達成、財政・金融政策の方向転換、ジェンダーに対応した体系的な予算編成の採用、持続可能な開発に関する進捗状況の細分化されたジェンダーに配慮した尺度の開発など、革新的で公正かつ効果的なメカニズムを通じて、すべての女性と女児のエンパワーメントのために国内及び国際的な資源を動員することが緊急に必要なことを認識する；

15. 新たな課題が浮上していることを認識し、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力及び意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組みという 12 の重大問題領域すべてにおいて、現存する難題、新たに浮上している難題、残された実施上のギャップに取り組むという我々の政治的意志と確固たるコミットメントを強く再確認し、北京宣言及び行動綱領並びに第 23 回特別総会の成果文書の完全、効果的かつ加速的な実施と資金提供を確保するため、以下を含む方法にて、さらに具体的な行動をとることに改めてコミットする；

(a) 女性の信用と起業へのアクセス及び女性と女児の能力開発、金融包摂、金融リテラシーを促進し、すべての関係するステークホルダーとの協力を強化することによって女性の経済的エンパワーメントを確保すること、また関連する ILO 条約に基づく義務を踏まえて女性の労働市場とディーセント・ワークへの完全なアクセスと平等な機会を強化すること、妊娠に基づく差別を含む差別、及び仕事の領域における暴力やハラスメントに対して効果的な行動をとること、団結権や団体交渉権を含む労働の権利を行使すること、同一労働同一賃金を推進すること、社会保障を提供すること、すべてのセクターにおいて非正規雇用から正規雇用への移行を支援すること、労働市場における分離を減少させるために必要なあらゆる措置を採用すること、賃金と年金の不平等を解消すること；

(b) 家庭内における男女間の平等な責任分担の促進、及びワーク・ライフ・バランスの促進、とりわけケア休暇政策を含めた統合されたケアシステムの発展と拡大への公的投資の優先化、生涯を通じた普遍的ケア及び支援サービスの提供、及びケア労働者の適切な認識、代表、報酬、報奨を行い、女性と女児が無償のケア及び家事労働を不均衡に負担していることの認識、削減、再分配を行うこと；

(c) テクノロジーとイノベーションの可能性を活用し、ジェンダー・デジタル・デバイドを含む、国内及び国家間のデジタル・デバイドを解消することに加え、オンラインとオフラインの両方において、すべての女性と女児の人権を十分に尊重しながら、デジタル学習、リテラシー、能力開発の機会を拡大し、テクノロジーの使用から生じるリスクと課題に取り組むこと、さらに、人工知能を含むデジタル・テクノロジーの開発を導く政策決定及び枠組みにおいてジェンダーの視点を主流化すること；

(d) 女性と女兒がより大きな貧困のリスクにさらされていることを認識し、それゆえ、極度の貧困、貧困の女性化、多次元的貧困、世代間貧困、さらにはサービス、資源、インフラ、の分配とアクセスにおける国家間及び国家内の構造的不平等、そして都市、農村地域、遠隔地、沿岸地及びその他の居住地における食料、水、健康、雇用とディーセント・ワークのための質の高い教育、訓練、機会へのアクセスを含む、あらゆる形態と次元における貧困を根絶しようとする包摂的かつ的を絞った措置を、貧困と脆弱性の循環を断ち切ることを目的として実施すること、この観点での障害を取り除くこと；

(e) インフォーマル経済や不安定労働・低賃金部門で働く女性や世帯主の女性を含め、生涯を通じてすべての女性が、法律上も実際上も、公共・金融サービス、生産資源、持続可能なインフラ、市場、ネットワーク、安価な技術といった、ジェンダーに対応した包摂的かつ普遍的な、最低限の所得と保護サービスへのアクセスを含む社会保護制度への平等なアクセスを確保すること；

(f) 安全で、入手可能で、安価で、利用しやすく、質の高い、包摂的な保健医療サービス、妊産婦と新生児の健康、月経の健康と衛生管理、すべての伝染性・非伝染性疾患を含むユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けて、すべての女性と女兒が、その生涯を通じて、いかなる事由による差別を受けることなく、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利を促進し、尊重し、保護すること；

(g) 特に、参加を妨げる構造的障壁の撤廃、国際協力の強化、公教育制度とインフラへの投資、科学、技術、工学、数学、情報通信技術を含む研修と能力開発の提供を通じて、すべての女性と女兒のための包摂的で公正な質の高い教育へのアクセスを確保し、生涯学習の機会を促進することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント、及び持続可能な開発の達成の重要な推進力として、教育を受ける権利を促進し、保護し、実現すること；

(h) 草の根の女性団体との協力や、農村地域の女性、女兒・先住民族の女性、小作農と農民の女性への支援を通じて、女性と女兒の食料安全保障、栄養、ウェルビーイングを確保すること、及び、貧困、飢餓、不平等の根絶とより持続可能な農業食糧システムへの移行支援に向けた取組を加速させること；

(i) 暴力の加害者を捜査し、訴追し、処罰し、不処罰をなくすための多部門にわたる協調的なアプローチを含め、公的・私的空間並びにオンライン及びオフラインにおける、そのあらゆる形態と現れにおいて、すべての女性と女兒に対する暴力を、防止し、撤廃し、対応す

るための国内行動計画を採択し、資金を提供し、実施すること、また、女性と女兒にとって安全で、活動しやすい、暴力のない環境をつくるための適切な措置をとること；

(j) ハラスメント、人種差別、人身売買、女性と女兒に対するあらゆる形態の性的搾取と虐待を目的とした、ソーシャルメディアやオンラインプラットフォーム、人工知能などのデジタルツールの使用と闘うことによって、テクノロジーの設計、開発、配備を含む使用を通じて起こる、あるいはテクノロジーの使用によって増幅される暴力をなくすための包摂的なアプローチを採用すること；

(k) 紛争下における性的暴力やジェンダーに基づく暴力、性的暴力を含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の被害者と生存者が、不処罰をなくすための法的サービスを含む司法へのアクセス、さらに心理カウンセリングサービスなどの質の高い社会的・保健医療サービスへ迅速かつ普遍的にアクセスできることを確保すること；

(l) すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力とその根本的な原因を予防し、撤廃し、それらに対応するために、地域社会、機関、すべての関連する利害関係者を動員し、強化すること；

(m) 必要な場合には暫定的特別措置を通じたものを含む、部門を超えたすべてのレベルにおける、女性の完全、平等、有意義なリーダーシップ及び意思決定への参加に向けた進展を加速させること、女性と女兒にとって安全で可能性を広げるような環境を確保すること、並びに、彼女たちの参加を妨げる構造的障壁を取り除くこと；

(n) ジェンダー平等、すべての女性と女兒のエンパワーメント、及び人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を達成するための政策とプログラムを推進、調整、実施、評価するための効果的で十分な資源のある国家機構を確保すること；

(o) すべての部門にわたるジェンダーに対応した予算化と追跡調査を含む、立案、編成、資金調達プロセスにおけるジェンダー視点の主流化への包摂的なアプローチを採用し、実施すること；

(p) 人権と基本的自由の擁護、保護、促進のために、市民社会の活動家、特に女性、若い女性、女兒、草の根組織、地域社会組織、農村地域、先住民族、フェミニストのグループ、アフリカ系の女性、女性ジャーナリスト、メディア関係者、労働組合のための安全で活動しやすい環境を促進すること、また、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを促進するという文脈の中で、市民社会と意思決定者の間の緊密な協力を促進するた

めに、国の優先事項に従って、柔軟で持続可能かつ長期的な資金と能力構築へのアクセスを促進すること；

(q) 武力紛争におけるすべての女性と女児の保護を強化し、平和と安全の維持・促進のための不可欠な要素として、意思決定のあらゆるレベルにおいて、また、和平プロセスや調停努力、武力紛争の予防と解決、平和構築、紛争後の復興、人道活動のあらゆる段階において、女性の完全かつ平等で有意義な参加とリーダーシップを確保し、紛争予防、平和構築、平和の維持において、国家行動計画の策定、実施、資金調達、地域の女性団体や平和構築者に対する支援を奨励すること；

(r) 環境、気候変動、減災政策においてジェンダーの視点を主流化すること、気候変動と自然災害が女性と女児、特に脆弱な状況にある者に及ぼす不均衡な影響を認識すること、気候変動と自然災害がもたらす悪影響に対応するための女性と女児のレジリエンスと適応能力を強化すること、また、環境問題と気候変動に関する意思決定における女性の参加とリーダーシップを促進すること；

16. 第4回世界女性会議及び第23回特別総会の成果文書のフォローアップに関する女性の地位委員会の主要な責任を再確認し、この点に関する同委員会のフォローアップ作業を想起し、また、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントの促進、国連システム内のジェンダー主流化の促進と監視、その文章内において女性と女児のすべての人権と基本的自由が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントの達成に不可欠であることが認識されている北京宣言及び行動綱領の実施と監視の調整における同委員会の触媒的役割を再確認し、また、国連女性の地位委員会のマンデートを再確認しつつ、すべての加盟国が参加する包摂的な政府間プロセスを通じて、委員会を活性化するための選択肢を探るという「未来のための協定¹⁴」におけるコミットメントに留意する；

17. 発展途上国向けのものも含む財政的・技術的・人的資源の提供により国家統計・データの作成機関、政府機関、その他研究機関の能力と連携を強化し、プライバシー権とデータ保護を守りながらジェンダー統計及び、所得、性別、年齢、人種、民族性、婚姻状態、移住状況、障害、地理的場所、国籍に関するその他の関連する特徴に基づいて細分化されたデータの倫理的な収集、分析、作成、配布、使用の改善を実現し、またエビデンスに基づく政策とプログラムの構想、設計、実施、監視、評価に役立て、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントに関してギャップを把握し、行動を指示し、進捗を監視・評価する。

¹⁴ 国連総会決議 79/1

18. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）の設立 15 周年を認識し、完全、効果的かつ加速的な北京宣言及び行動綱領と持続可能な開発のための 2030 アジェンダのジェンダーに対応した実施の支援において、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを促進し、加盟国を支援し、国際連合システムを調整し、市民社会、民間セクター、その他の関連するステークホルダーをあらゆるレベルで動員するという同組織の重要な役割を再確認する；

19. 体系的なジェンダー主流化、多様なステークホルダーとのパートナーシップ、成果を発揮するための資源動員、細分化されたデータと頑強なアカウンタビリティ制度による進展の監視及び評価を通じたものを含む、完全、効果的かつ加速的な北京宣言及び行動綱領の実施への支援を継続することを国際連合システムに求め、この観点から、ジェンダー・パリティに関する事務総長のシステム全体にわたる戦略（「国際連合システム全体のジェンダー平等加速化計画」）と性搾取、性虐待、セクシュアル・ハラスメントについてのゼロ・トレランス方針について留意する；

20. 加盟国に対し、次回以降の事務総長職及び総会議長職の選考過程において、候補者として女性を指名することを検討するよう奨励する；

21. 非政府組織、女性団体、地域社会組織、若者が主導する組織、そして存在する場合には国内人権機関など他のすべてのステークホルダーによる北京宣言及び行動綱領の実施への貢献を歓迎し、国内の地方、国、地域、そして世界レベルにおいて、柔軟かつ持続可能な資源を増やすことで、すべての女性と女児にとっての安全で活動しやすい環境を促進し確保することを含む、ジェンダー平等と彼女たちのエンパワーメント及び、彼女たちのすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の前進と促進のための市民社会の努力を支援し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成への貢献として、市民社会との開かれた、包摂的で透明性の高い関係を持つことの重要性を認識する；

22. 北京宣言及び行動綱領、第 23 回特別総会の成果文書、及び女性の地位委員会の宣言の完全、効果的かつ加速的な実施へのコミットメントを新たにすることで、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント、そして人権の完全な享受を達成するための共同の取組を強化することによる、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献する。